# 資料編|

# 自己資本の充実の状況等(単体)

## 1 自己資本の状況

### (1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年度末における自己資本比率は、11.48%となりました。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率 算出基準」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、 適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出していま す。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレ ーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努め ています。

### (2) 自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金により調達しています。

### 普通出資金

項 目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
	476億円(前年度476億円)

### 後配出資金

項 目	内 容
	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
	486億円(前年度486億円)

### (3) 当会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、 法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出 し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の 評価を行っています。

具体的には、規制資本管理規程を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施しています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する態勢を構築しています。

また、金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化する中で、 健全性と安定性を継続的に確保していくためには、諸リスク の十分な把握と適切な管理・運営を行う包括的なリスク管理 態勢を構築することが不可欠であります。当会におけるリス クマネジメントとは、「発生すると予想されるリスク量を適 切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコ ントロールすること」であり、リスクの許容量を踏まえた上 で、「中長期的に安定した収支を確保すること」を目的とし ています。このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みと して、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能な リスクに加え、定性的な管理が中心となるオペレーショナル・ リスクについては基礎的手法にて計数化して、統合的なリス クの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理に おいて、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経 営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の 評価を行っています。

### (1) 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

		(単位・日月円、%)
項目	令和元年度	令和2年度
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	141,922	145,626
うち、出資金および資本準備金の額	96.273	96.272
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	46,914	50,763
うち、外部流出予定額(△)	1,264	1,409
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,278	4,877
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	3,278	4,877
うち、適格引当金コア資本算入額	_	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,109	743
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	146,311	151,247
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	155	174
うち、のれんに係るものの額	-	_
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	155	174
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	_
適格引当金不足額	-	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	_
前払年金費用の額	-	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	_
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	155	174
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ))(八)	146,156	151,072
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,208,185	1,294,469
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,165	2,505
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,000	△3,000
うち、上記以外に該当するものの額	6,165	5,506
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,070	20,492
信用リスク・アセット調整額	-	_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	_
リスク・アセット等の額の合計額(二)	1,229,255	1,314,962
自己資本比率		
自己資本比率((八)/(二))	11.88	11.48

<sup>(</sup>注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用してい

# 自己資本の充実の状況等(単体)

### (2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびホートフォリオことの額								
		令和元年度			令和2年度			
信用リスク・アセット (標準的手法)	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%		
現金	1,013	_	_	1,175	_	_		
我が国の中央政府および中央銀行向け	419,144	_	_	436,538	_	_		
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_	_	_		
国際決済銀行等向け	_	_	_	_	_	_		
我が国の地方公共団体向け	273,681	_	_	245,662	_	_		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	_	_	_	_		
国際開発銀行向け	-	_	_	-	_	_		
地方公共団体金融機構向け	3,931	393	15	3,923	392	15		
我が国の政府関係機関向け地方三公社向け	39,247	3,924	156	40,642 2,161	4,064	162		
- 世 万 三 五 社 问 ワー 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	2,207,754	404,017	16,160	2,459,294	431,341	17,253		
法         人         等         向         け	397,681	288,310	11,532	482,608	331,937	13,277		
中小企業等向けおよび個人向け	31,108	22,642	905	31,864	23,258	930		
	31,100	0	0	1	0	0		
不動産取得等事業向け	3,248	3,223	128	4,201	4,180	167		
三月以上延滞等	2,892	3,624	144	2,308	3,210	128		
取立未済手形	42	8	0	65	13	0		
信用保証協会等による保証付	35,318	3,524	140	31,594	3,153	126		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_			_		_		
	19,475	19,475	779	18,854	18,531	741		
(うち出資等のエクスポージャー)	19,475	19,475	779	18,854	18,531	741		
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_	_	_	_	_	_		
上 記 以 外	160,317	391,811	15,672	158,911	390,678	15,627		
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	13,043	32,608	1,304	13,043	32,607	1,304		
(うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー)	141,286	353,215	14,128	141,286	353,215	14,128		
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	_	_	_	181	454	18		
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	_	_	_	_	_	_		
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五 パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	_	-	_	_	_	_		
(うち上記以外のエクスポージャー)	5,987	5,987	239	4,400	4,400	176		
	67,352	13,851	554	65,778	13,532	541		
(うちSTC要件適用分)	-	-		-	-			
(うち非 STC 要件適用分)	67,352	13,851	554	65,778	13,532	541		
再 証 券 化 リスク·ウェイトのみなし計算	_		_	_	_	_		
が適用されるエクスポージャー	108,987	50,213	2,008	139,667	67,667	2,706		
(うちルックスルー方式)	108,987	50,213	2,008	139,667	67,667	2,706		
(うちマンデート方式)	_	_	_	_	_	_		
(うち蓋然性方式250%)	_	_	_	_	_	_		
(うち蓋然性方式400%)	_	_	_	_	_	_		
(うちフォールバック方式) 経過措置によりリスク·アセッ	_	_	_	_	_	_		
性 週 指 直 に よ り り 入 ク・ア ピット の 額 に 算 入 さ れ る も の の 額 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経		6,165	246		5,506	220		
過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		3,000	120		3,000	120		
信用リスク・アセットの額の合計額		1,208,185	48,327		1,294,469	51,778		

<sup>(</sup>注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、房資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

# 資料編Ⅱ

### b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和元	定年度	令和2	2年度
	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル·リスク に対する所要自己資本の額	21,070	842	20,492	819

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

(粗利益 (正の値の場合に限る) ×15%) の直近3年間の合計額 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

### c. 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

	令和元	年度	令和2	2年度
	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	1,229,255	49,170	1,314,962	52,598

## ② 信用リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等の理由により、 破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する債権か ら期待する経済的効果を得られないリスクのことです。

当会は、信用リスクを金融の繁閑によらない安定的な収益 源として位置付け、「発生すると予想されるリスク量を適切 に計測し、このリスクをあらかじめ定められた許容範囲内で コントロールする」ため、運用資産に内包する信用リスクを 定量化し、資産の「安全性」確保と信用リスクに見合った「収 益性」確保を目的として内部規程を定めて適切に管理してい

信用リスクのモニタリング情報については、毎月役員報告 するとともに、四半期ごとに理事会・経営管理委員会にも報 告する態勢をとっています。

経営戦略に基づく信用リスク管理の基本的な方針等は、リ スク管理委員会で審議のうえ理事会にて決定しています。ま た、重要な案件の個別与信判断等については、理事長以下役 員および関連部長によって構成される融資協議会にて審議を 行っております。

与信審査については、フロント・営業企画セクションから 独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の審査、個別与 信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフ オルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を 図っています。

貸倒引当金の計上については、「資産・負債の評価および 償却・引当の計上基準」に基づき行っています。なお、計上 基準については注記表に記載しております。

### (2) 標準的な手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセッ ト額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、 信用リスク・アセット額の算出におけるリスク・ウェイトの 判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下 の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は 使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージ ャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・ スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資 本額を算出するための掛目のことです。

### (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別 

									(半位・日月日)
			令和元	<b>元年度</b>			令和2	2年度	
		信用リス	クに関するエ	クスポージャ	一の残高	信用リス	クに関するエ	クスポージャ	一の残高
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
玉	内	3,597,270	963,514	605,397	_	3,919,809	1,142,183	597,721	_
玉	外	_	_	_	_	-	_	_	_
合	計	3,597,270	963,514	605,397	_	3,919,809	1,142,183	597,721	_

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、 ジャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

b. 業種別 (単位:百万円)

			令和元	年度			令和2	2年度	(丰區:日/川 )/
		信用リス	クに関するエ	クスポージャ	一の残高	信用リス	クに関するエ	クスポージャ	一の残高
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
	農業	25,569	25,569	_	_	28,857	28,857	_	_
	林    業	_	_	_	_	_	_	_	_
	水 産 業	_	-	_	_	_	_	_	_
	製 造 業	52,821	48,957	908	_	57,217	53,579	1,107	_
法	鉱業	_	ı	ı	_	_	_	ı	_
	建設·不動産業	29,430	28,928	_	_	33,822	33,221	100	_
	電気・ガス・熱供給・水道業	42,851	32,510	9,339	_	47,213	33,747	12,650	_
人	運 輸・通 信 業	19,303	9,132	10,171	_	18,648	10,356	8,292	_
	金融・保険業	2,385,748	335,928	33,862	_	2,670,799	465,595	35,903	_
	卸売・小売・飲食・サービス業	312,984	312,101	200	_	350,723	349,849	200	_
	日本国政府·地方公共団体	692,058	141,143	550,914	_	681,484	142,016	539,467	_
	上 記 以 外	3,073	3,040	_	_	122	92	_	_
	個 人	26,203	26,203	_	_	24,866	24,866	_	_
	その他	7,225		_	_	6,052	_	_	_
	合 計	3,597,270	963,514	605,397	_	3,919,809	1,142,183	597,721	_

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

c. 残存期間別 (単位:百万円)

		令和元	亡年度			令和2	2年度	
	信用リス	クに関するエ	クスポージャ	一の残高	信用リス	クに関するエ	クスポージャ	一の残高
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1年以下	2,101,177	180,692	23,532	_	2,319,316	286,811	3,288	_
1年超3年以下	276,429	156,775	119,653	_	238,788	132,310	98,496	_
3年超5年以下	204,860	124,335	80,525	_	203,609	130,329	60,185	_
5年超7年以下	158,703	111,770	46,933	_	171,349	114,803	56,546	_
7年超10年以下	189,985	132,715	57,269	_	147,636	122,179	25,457	_
10年超	402,205	124,722	277,482	_	494,317	140,568	353,748	_
期限の定めのないもの	263,906	132,501	_	_	344,792	215,181	_	_
合 計	3,597,270	963,514	605,397	_	3,919,809	1,142,183	597,721	_

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

 <sup>(</sup>注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、 証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間、融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

# 自己資本の充実の状況等(単体)

### (2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位:百万円)

		令和元年度	令和2年度
国	内	2,892	2,308
玉	外	_	_
合	計	2,892	2,308

<sup>(</sup>注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

b. 業種別

(単位:百万円)

		令和元年度	令和2年度
	農業	1,381	1,142
Ī	林     業	_	-
Ī	水          業	_	-
	製造業	_	-
法	鉱業	_	_
	建 設 · 不 動 産 業	_	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	_	_
	運 輸 · 通 信 業	_	_
	金融 保険業	_	_
	卸売・小売・飲食・サービス業	_	_
	上 記 以 外	_	_
	個 人	1,510	1,165
	合 計	2,892	2,308

<sup>(</sup>注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

### (3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位:百万円

			令和元年度	:		令和2年度				
期首残る	如关环点	期中増加額	期中源	或少額	加士母古	期首残高	抽中抽种	期中源	<b>述少額</b>	期末残高
	州日戊同	助中增加額	目的使用	その他	期末残高	别目沈同	州中垣加蝕	目的使用	その他	别不凭同
一般貸倒引当金	67	275	_	67	275	275	1,274	_	275	1,274
個別貸倒引当金	176	628	_	176	628	628	3,067	_	628	3,067

### b. 地域別

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

資料編|

### c. 業種別

(単位:百万円)

					令和元年度					令和2年度		FIE - [[7]] ])
			加兴硅古	#1100000000000000000000000000000000000	期中源	期中減少額		加米成合	和中州两州市	期中源	<b>述少額</b>	加士母官
		期首残高	期中増加額	目的使用	その他	期末残高	期首残高	期中増加額	目的使用	その他	期末残高	
	農	業	6	412	_	6	412	412	361	_	412	361
	林	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水	産 業	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
\_ [	製	造 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
法	鉱	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	建設・	不動産業	30	25	-	30	25	25	2,520	_	25	2,520
人	電気・ガス・	熱供給・水道業	124	110	-	124	110	110	95	_	110	95
	運輸·	通信業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	金融・	保 険 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	卸売·小売·1	飲食・サービス業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	上 記	以 外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	個	人	14	80	_	14	80	80	89	_	80	89
	合	計	176	628	_	176	628	628	3,067	_	628	3,067

<sup>(</sup>注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## (4) 業種別の貸出金償却の額

		令和元年度	令和2年度
	農業	_	_
	林     業	_	ı
	水 産 業	_	-
`_	製 造 業	_	_
法	鉱業	_	_
	建設・不動産業	_	_
人	電気・ガス・熱供給・水道業	_	-
	運 輸 · 通 信 業	_	-
	金融 保険業	_	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	_	_
	上 記 以 外	_	_
	個 人	_	1
	合 計	_	1

# 自己資本の充実の状況等(単体)

### (5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

			令和元年度			令和2年度	
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	0%	_	886,884	886,884	_	989,986	989,986
	2%	_	_	_	_	_	_
信	4%	_	_	_	_	_	_
信用リ	10%	_	78,421	78,421	_	76,101	76,101
スク	20%	20,806	2,020,160	2,040,966	46,115	2,156,799	2,202,914
スク削減効果勘案後残高	35%	_	1	1	_	1	1
減 効	50%	181,192	430	181,622	220,397	30	220,428
巢	75%	_	30,211	30,211	_	31,341	31,341
繁	100%	49,639	180,946	230,585	46,001	203,911	249,912
後残	150%	_	2,412	2,412	_	2,119	2,119
篙	250%	_	152,329	152,329	_	152,510	152,510
	その他	_	_	_	_	_	_
	1250%	_	_	_	_	_	_
合	計	251,637	3,351,798	3,603,436	312,513	3,612,802	3,925,316

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、
  - 1. โล用リスグに関するエクスホージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスグ・ヴェイトののなし計算が適用されるエグスホージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
     2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
     3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

  - 4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエ クスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 6 信用リスク削減手法に関する事項

### (1) 信用リスク削減手法

### ~自己資本比率算出における取扱い~

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出におけ る信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージ ヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代 え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するな ど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基 準」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保 証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

### ①適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用 リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のた めに第三者が提供する適格金融資産担保によって削減され ている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削 減手法の簡便手法を用いています。

### ②保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地 方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府 以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第 一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付 与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債 権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイ トを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以 外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、 算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーの うち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証 債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェ イトを適用しています。

### ③貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務 超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にか かわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であるこ とを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手 との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時 点においても特定することができること、③自会貯金が継 続されないリスクが、監視および管理されていること、④ 貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されて いること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にあ る貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適 用後のエクスポージャー額としています。

### (2) 内部管理における信用リスク削減手法

①担保に関する評価、管理の方針および手続の概要 担保に関する評価および管理方針は、内部規程にて定め、

当該規程に従って定期的に担保確認および評価の見直しを 行っています。

### ②主要な担保・保証の種類

主要な担保の種類は、不動産、営業債権担保です。 また、主要な保証の種類は、地方公共団体の損失補償・ 債務保証、農業信用基金協会による保証です。

③信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関す

当会は北海道JAグループの一員として、JA・連合会等会 員の資金需要に対し、法令で定める限度の範囲内において 適正に対応しております。

また、農業の発展に寄与する事業法人等に対しては、格 付別の1先当たり与信限度額設定や格付別・業種別与信状 況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を 排除するよう努めております。

### (1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和元年度			令和2年度	
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	_
地 方 三 公 社 向 け	_	2,412	_	_	2,161	_
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	150,970	_	_	266,134	_	_
法 人 等 向 け	676	2	_	80	1	_
中小企業等向けおよび個人向け	682	39	_	236	28	_
抵当権付住宅ローン	_	_	_	_	_	_
不動産取得等事業向け	_	_	_	_	-	_
三月以上延滞等	1	_	_	0	-	_
証 券 化	1	_	_	_	-	_
中央清算機関関連	_	_	_	_	-	_
上 記 以 外	_	_	_	_	_	_
合計	152,331	2,453	_	266,451	2,191	_

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
     3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取

  - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
    5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

## ◆ 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

### 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスク に関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・ 商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、 オプション、スワップ等)にかかる取引です。これら取引に ついては、内部規程において建玉の水準を個々に定め、その 範囲内において適正に行うとともに、その遵守状況について はリスク統括部署においてモニタリングし、適正に管理を行 っております。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又 は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)ま での期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが 約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等 の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当会においては、 これら取引を行っていないため、リスク管理の方針および手 続等は定めておりません。

### (1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	令和元年度	令和2年度		
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式		

# 自己資本の充実の状況等(単体)

**《令和元年度》** (単位:百万円)

						(+14 - 17)
		信用リスク削減		担 保		信用リスク削減
	グロス再構築コストの額	効果勘案前の 与信相当額	現金 · 自会貯金	債 券	その他	効果勘案後の 与信相当額
(1) 外国為替関連取引	_	_	_	_	_	_
(2) 金利関連取引	_	_	_	_	_	_
(3) 金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4) 株式関連取引	_	_	_	_	_	_
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	_	_	_	_	_	_
(6) その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_
	_	_	_	_	_	_
派生商品合計	_	_	_	_	_	_
長期決済期間取引						
ー括清算ネッティング契約による 与信相当額削減効果(△)		_				_
合計	_	_	_	_	_	_

**《令和2年度》** (単位:百万円)

						(羊瓜・ロ/バリ)
	グロス再構築	信用リスク削減		担 保		信用リスク削減
	コストの額	効果勘案前の 与信相当額	現金 · 自会貯金	債 券	その他	効果勘案後の 与信相当額
(1)外国為替関連取引	_	_	_	_	_	_
(2) 金利関連取引	_	_	_	_	_	_
(3)金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4) 株式関連取引	_	_	_	_	_	_
(5) 貴金属(金を除く) 関連取引	_	_	_	_	_	_
(6) その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_
(7) クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	_	_
派生商品合計	_	_	_	_	_	_
長期決済期間取引						
ー括清算ネッティング契約による 与信相当額削減効果(△)		_				_
合計	_	_	_	_	_	_

- (注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
  - をいいます。

    2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
  - 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。
- (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ 該当する事項はありません

## **⑤ 証券化エクスポージャーに関する事項**

### (1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リ スクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層 化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する 取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクス ポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポ ージャーである取引に係るエクスポージャーのことですが、 該当するものはありません。

証券化エクスポージャーの取得に当たっては、外部格付お よび保有期間毎に定めた取得限度額の範囲内として過度な集 中を避けるとともに、フロントから独立した審査所管部が取 得審査を行うことにより、内部牽制を行っております。

また、取得後については、フロントが格付等信用力の変化 の管理を行い、その内容を審査所管部・リスク統括部署に報 告する体制としております。

### (2) 信用リスク・アセット額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額 の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式 を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリ スク・ウェイトを適用しています。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」およ び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行 っています。

### (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェ イトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり 使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満 たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないことと しています。

### 適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) S&Pグローバル・レーティング (S&P) フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

### (5) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

- (1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 該当する事項はありません
- (2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
- a. 保有する証券化エクスポージャーの額

		令和元	年度	令和2年度		
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	
	クレジットカード与信	17,728 –		17,280	-	
	住宅ローン	17,480	_	18,119	-	
オン・バランス	自動車ローン	27,110	_	24,980	_	
	その他	5,033	_	5,397	-	
	合計	67,352	_	65,778	_	
	クレジットカード与信	_	_	-	-	
	住宅ローン	_	_	_	-	
オフ・バランス	自動車ローン	_	_	_	_	
	その他	_	_	_	-	
	合計	_	_	-	_	

<sup>(</sup>注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エ クスポージャーに該当するものはありません。

# 資料編|

# 自己資本の充実の状況等(単体)

### b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

**《令和元年度》**(単位:百万円)

	証券化工ク	'スポージャー		再証券化工	クスポージャー	
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
	0% ~ 15%未満	_	_	0% ~ 100%未満	_	_
	15% ~ 50%未満	66,751	530	100% ~ 250%未満	_	_
	50% ~ 100%未満	_	_	250% ~ 400%未満	_	_
オン・バランス	100% ~ 250%未満	600	24	400% ~1250%未満	_	_
オン・ハフンス	250% ~ 400%未満	_	_	1250%	_	_
	400% ~1250%未満	_	_			
	1250%	_	_			
	合計	67,352	554	合計	_	_
	0% ~ 15%未満	_	_	0% ~ 100%未満	_	_
	15% ~ 50%未満	_	_	100% ~ 250%未満	_	_
	50% ~ 100%未満	_	_	250% ~ 400%未満	_	_
+7 15=>,7	100% ~ 250%未満	_	_	400% ~1250%未満	_	_
オフ・バランス	250% ~ 400%未満	_	_	1250%	_	_
	400% ~1250%未満	_	_			
	1250%	_	_			
	合計	_	_	合計	_	_

《令和2年度》 (単位:百万円)

	証券化エク	'スポージャー		再証券化工	クスポージャー	
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
	0% ~ 15%未満	_	_	0% ~ 100%未満	_	_
	15% ~ 50%未満	65,178	517	100% ~ 250%未満	_	_
	50% ~ 100%未満	_	_	250% ~ 400%未満	_	_
オン・バランス	100% ~ 250%未満	600	24	400% ~1250%未満	_	_
オン・ハフンス	250% ~ 400%未満	_	_	1250%	_	_
	400% ~1250%未満	_	_			
	1250%	-	_			
	合計	65,778	541	合計	_	_
	0% ~ 15%未満	-	_	0% ~ 100%未満	_	_
	15% ~ 50%未満	_	_	100% ~ 250%未満	_	_
	50% ~ 100%未満	-	_	250% ~ 400%未満	_	_
オフ・バランス	100% ~ 250%未満	_	_	400% ~1250%未満	_	_
オフ・ハフンス	250% ~ 400%未満	_	_	1250%	_	_
	400% ~1250%未満	_	_			
	1250%	_	_			
	合計	_	_	合計	_	_

<sup>(</sup>注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券 化エクスポージャーに該当するものはありません。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化 エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	_	-
	_	_
自動車ローン	_	_
そ の 他	_	_
	_	_

<sup>(</sup>注) 1. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分 ごとの内訳

該当ありません

## 6 オペレーショナル・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、オペレーショナル・リスクに対するリスクマネジメントの基本的な考え方等を網羅した「オペレーショナルリスク管理規程」を定めるとともに、オペレーショナル・リスクをリスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに大別し、そのリスク特性や統制の有効性等に応じ、個別の規程類を定めて管理を行っており、それぞれリスクの極小化を図るように努めています。また、オペレーショナル・リスク管理の強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や会計・事務処理の適正化と事故の未然防止に努めています。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する 手法の名称

当会では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近 3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算 出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・ 償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国 債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用およ び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

## ◆ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### 出資その他これに類するエクスポージャーに関する管理の 方針および手続の概要

当会で保有する出資その他これに類するエクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘 定の株式又は出資として計上されているものです。

### (1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リ

スク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。 詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管 理の方針および手続の概要」に記載しています。

### (2) 外部出資勘定の株式又は出資

外部出資勘定の株式又は出資については、自己査定により、 価値の毀損の危険性の度合いを判定し、適切に管理を行って います。

なお、「信用補完機能をもつ1/0ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

# 自己資本の充実の状況等(単体)

### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

			令和元年度		令和2	2年度
			貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上		場	5,511	5,511	6,480	6,480
非	上	場	119,515	119,515	119,506	119,506
合		計	125,026	125,026	125,987	125,987

### (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	-	_	_	_	_

### (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和元	令和元年度		2年度
評価益	評価損 評価益 評価		評価損
1,808	910	2,607	127

### (4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
_	-	-	-

## **⑧** リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

### リスク・ウェイトのみなし計算の概要

受益証券や金銭の信託等複数の資産を裏付けとする資産 (いわゆるファンド) のリスク・ウェイト算出は、原則として、告示に定めるルックスルー方式によりますが、ルックスルー方式によりがたい場合には、以下に定めるルックスルー方式 以外の方式により算出しています。

### (1) ルックスルー方式

次の各号に掲げる適用要件を満たす場合には、裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を、当該ファンドの 総資産額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリス ク・ウェイトとしています。

- ア. 裏付けとなる資産のエクスポージャー情報が十分かつ 頻繁に取得している。
- イ. 裏付けとなる資産のエクスポージャー情報が独立した 第三者により検証されている。

### (2) マンデート方式

裏付けとなる資産運用基準が明示されているときは、当該 資産運用基準に基づき最大となるよう算出した裏付けとなる 資産等の信用リスク・アセットの総額を、当該ファンドの総 資産額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ ウェイトとしています。

### (3) 蓋然性方式

上記(1) および(2) の適用ができないときであって、保 有エクスポージャーのリスク・ウェイトが次の各号に掲げる 比率である蓋然性が高いことを疎明したときは、次の各号に 定める比率を、当該リスク・ウェイトとしています。

ア. 250%以下 250% イ. 250%超400%以下 400%

### (4) フォールバック方式

上記(1)から(3)の適用を受けることができないときには、1,250%をリスク・ウェイトとしています。

### (1) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	108,987	139,667
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	_	-

# 自己資本の充実の状況等(単体)

## ᠑ 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、リスクの許容量を踏まえた上で、中長期的に安定した収支を確保するために、ALM管理手法を高度化してコア的な有価証券ポートフォリオを構築し、許容リスク内で収益の安定化・最大化を図っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行に当たっては投資方針等の決定(企画)、取引の執行およびモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクに関する情報について毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会にも報告する態勢をとっています。

なお、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、従来の金利リスクマネジメントを補完するものとして位置付けし、四半期毎に算出の上、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

# (2) 当会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要(銀行勘定の金利リスク(IRRBB)以外)

リスク資本配賦管理として、分散共分散法によるVaR(※)にて金利リスクを算出しています。なお、算出に際しては一部株式 (ETF) と債券の相関を考慮した計測としております。当会の負債の大宗は会員JAからの貯金であり、能動的なコン

トロールが困難であることから、保守的な観点から資産・負債のネッティングはせず、金融資産のみで管理しています。

なお、金利リスク計測の前提において銀行勘定の金利リスク (IRRBB) と大きく異なる点は上述のとおりです。また、リスク算出の頻度は月次とし、貸出金の期限前返済は無いものとして、金利リスク量を算定しています。

※VaR (バリュー・アット・リスク) とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。当会の金利リスクの算定においては、保有期間1年、確率1%とし、過去1年の金利変動データを基に算出しています。

### (3) 銀行勘定の金利リスク (IRRBB) の算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

なお、△EVEの前事業年度末からの変動は、超長期国債の 新規取得を主因とするものです。

※金利リスク (IRRBB) の算出において、流動性貯金への満期の割 当方法は金融庁が定める保守的な前提を採用しており、最長の金 利改定満期は5年としております。なお、流動性貯金に割り当て られた金利改定の平均満期は1.252年となっております。

また、固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮しておらず、複数の通貨の集計においても、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しており、通貨間の相関等は考慮しておりません。

スプレッドについては、一定の前提を置きキャッシュ・フロー を展開しており、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は 不変としています。

なお、内部モデルは使用しておらず、計測値の解釈や重要性に 関するその他の説明はありません。

### (1) 金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
内部管理上使用した金利ショック に対する損益・経済価値の増減額	44,069	26,832

### (2) 銀行勘定の金利リスク (IRRBB) に関する事項

		⊿EVE		Δ	NII
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	65,443	76,805	2,296	2,720
2	下方パラレルシフト	_	_	16	12
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	65,443	76,805	2,296	2,720
		令和元	元年度	令和2	2年度
8	白己資本の額		146 156		151 072

- (注) 1. 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
  2. 「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
  3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
  5. 「スティーブ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて復た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

  - 「フラット化」とは、通貨および将来の期間にごに、当該通負のよび当該付来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
     「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間でとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
     「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間でとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 1 連結の範囲に関する事項

### 連結子会社数並びに連結子会社の名称および主要な業務内容

○ 連結子会社数 1社

名 称	主要な業務内容
北海道信連サービス株式会社	建物施設等の管理および その他業務

## 2 自己資本の状況

### (1) 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年度末における自己資本比率は、11.51%となりました。

なお、自己資本比率の算出に当たっては、単体に準じた内容としています。

### (2) 自己資本調達手段の概要

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資のほか後 配出資金により調達しています。

### 普通出資金

項 目	内 容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	476億円(前年度476億円)

### 後配出資金

項 目	内 容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	486億円(前年度486億円)

# (3) 当連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当連結グループは、規制対応および事業継続を確保する目 的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比 率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本 充実度の評価を行っています。

具体的な自己資本比率充実度の評価方法については、単体 に準じた内容としています。

## (1) 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

		(単位:百万円、
項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)	<u> </u>	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	142,258	145,980
うち、出資金および資本準備金の額	96,273	96,27
うち、再評価積立金の額	_	-
うち、利益剰余金の額	47,249	51,11
うち、外部流出予定額(△)	1,264	1,40
うち、上記以外に該当するものの額		.,,,_
コア資本に算入される評価・換算差額等	_	
うち、退職給付に係るものの額	_	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	_	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,278	4,87
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	3,278	4,87
うち、適格引当金コア資本算入額	-	4,07
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コナ 東京に の金融 できない できない はいます はいます できない はいます できない はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいま	1,109	74
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	146,647	151,60
コア資本に係る調整項目(2)	1 10,0 17	101,00
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	155	17
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	,
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	155	17
操延税金資産(一時差異に係るものを除く。) の額	- 100	17
適格引当金不足額		
型行う日本がた破 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	
退職給付に係る資産の額	_	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	
	_	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は完成できます。	_	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	155	17
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ))(八)	146,492	151,42
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,208,215	1,294,49
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,165	2,50
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,000	△3,00
うち、上記以外に該当するものの額	6,165	5,50
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	21,380	20,73
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	1,229,595	1,315,22
自己資本比率		
自己資本比率((八) / (二))	11.91	11.5

### (2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

a. 信用リスクに対する所要目己資本の額お	よびかートフカ	ソオことの領				(単位:百万円)
		令和元年度			令和2年度	
信用リスク・アセット (標準的手法)	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%
	1,013	_	_	1,175	_	_
我が国の中央政府および中央銀行向け	419,144	_	_	436,538	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_	_	_
国際決済銀行等向け	_	_	_	_	_	_
我が国の地方公共団体向け	273,681	_	_	245,662	_	_
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	_	_	_	_
国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	_
地方公共団体金融機構向け	3,931	393	15	3,923	392	15
我が国の政府関係機関向け	39,247	3,924	156	40,642	4,064	162
地方三公社向け	2,412			2,161	_	_
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	2,207,754	404,017	16,160	2,459,294	431,341	17,253
法人等向け	397,681	288,310	11,532	482,608	331,937	13,277
中小企業等向けおよび個人向け	31,108	22,642	905	31,864	23,258	930
抵当権付住宅ローン	0.040	0	0	1 001	4 100	0
不動産取得等事業向け 三月以上延滞等	3,248	3,223	128	4,201	4,180	167
三月以上延滞等       取立未済手形	2,892	3,624	144	2,308 65	3,210	128
	35,318	3,524	140	31,594	3,153	126
#式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	30,316	3,524	140	31,594	3,133	120
出資等	19,465	19,465	778	18,844	18,521	740
(うち出資等のエクスポージャー)	19,465	19,465	778	18,844	18,521	740
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-		-	-	-
上 記 以 外	160,356	391,851	15,674	158,941	390,708	15,628
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	13,043	32,608	1,304	13,043	32,607	1,304
(うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー)	141,286	353,215	14,128	141,286	353,215	14,128
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	_	_	_	181	454	18
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	_	_	_	-	_	_
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五 パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	_	_	_	-	_	_
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,027	6,027	241	4,430	4,430	177
<u>新</u> 化	67,352	13,851	554	65,778	13,532	541
(うちSTC要件適用分)	-	-	_	-	-	_
(うち非 STC 要件適用分)	67,352	13,851	554	65,778	13,532	541
再 証 券 化 リスク·ウェイトのみなし計算	_	_	_	_		_
が適用されるエクスポージャー	108,987	50,213	2,008	139,667	67,667	2,706
(うちルックスルー方式)	108,987	50,213	2,008	139,667	67,667	2,706
(うちマンデート方式)	_	_	_	_	_	_
(うち蓋然性方式250%)	_	_	_	_	_	_
(うち蓋然性方式400%)	_	_	_	_	_	_
(うちフォールバック方式)	_	_	_	_	_	_
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		6,165	246		5,506	220
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 週措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		3,000	120		3,000	120
信用リスク・アセットの額の合計額		1,208,215	48,328		1,294,490	51,779

<sup>(</sup>注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。

<sup>6. 「</sup>経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに昇入しにつめかるコロのす。 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

# 資料編Ⅱ

### b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和元	定年度	令和2年度		
	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
オペレーショナル·リスク に対する所要自己資本の額	21,380	855	20,734	829	

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

### c. 連結自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

	令和元	年度	令和2	2年度
	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所 要 自 己 資 本 額	1,229,595	49,183	1,315,224	52,608

## 🚯 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定め ていません。親会社における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P110)をご参照ください。

### (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別 (単位:百万円)

										(+14 - 17)
				令和元	年度		令和2年度			
			信用リス	クに関するエ	クスポージャ	一の残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
	玉	内	3,597,300	963,514	605,397	_	3,919,830	1,142,183	597,721	_
	玉	外	_	_	_	_	_	_	_	_
	合	計	3,597,300	963,514	605,397	_	3,919,830	1,142,183	597,721	_

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、
  - 証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
    2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
  - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

b. 業種別 (単位:百万円)

			令和元	亡年度			令和2	2年度	(单位:日/7日/
		信用リス	クに関するエ	クスポージャ	一の残高	信用リス	クに関するエ	クスポージャ	一の残高
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
	農業	25,569	25,569	_	_	28,857	28,857	_	_
	林    業	_	_	_	_	_	_	_	_
	水 産 業	_	_	_	_	_	_	_	_
	製 造 業	52,821	48,957	908	_	57,217	53,579	1,107	_
法	鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_
	建設·不動産業	29,430	28,928	_	_	33,822	33,221	100	_
	電気・ガス・熱供給・水道業	42,851	32,510	9,339	_	47,213	33,747	12,650	_
人	運輸·通信業	19,303	9,132	10,171	_	18,648	10,356	8,292	_
	金融・保険業	2,385,748	335,928	33,862	_	2,670,799	465,595	35,903	_
	卸売・小売・飲食・サービス業	313,014	312,101	200	_	350,743	349,849	200	_
ĺ	日本国政府·地方公共団体	692,058	141,143	550,914	_	681,484	142,016	539,467	_
	上 記 以 外	3,073	3,040	_	_	122	92	_	_
	個 人	26,203	26,203	_	_	24,866	24,866	_	_
	その他	7,225	_	_	_	6,052	_	_	_
	合 計	3,597,300	963,514	605,397	_	3,919,830	1,142,183	597,721	_

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、
  - 証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引がよび派生商品取引の与信相当額を含みます。
    2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

### c. 残存期間別

(単位:百万円)

		令和元	亡年度			令和2	2年度			
	信用リス	クに関するエ	クスポージャ	一の残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高					
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		
1年以下	2,101,177	180,692	23,532	_	2,319,316	286,811	3,288	_		
1年超3年以下	276,429	156,775	119,653	_	238,788	132,310	98,496	_		
3年超5年以下	204,860	124,335	80,525	_	203,609	130,329	60,185	_		
5年超7年以下	158,703	111,770	46,933	_	171,349	114,803	56,546	_		
7年超10年以下	189,985	132,715	57,269	_	147,636	122,179	25,457	_		
10年超	402,205	124,722	277,482	_	494,317	140,568	353,748	_		
期限の定めのないもの	263,936	132,501	_	_	344,812	215,181	_	_		
合 計	3,597,300	963,514	605,397	_	3,919,830	1,142,183	597,721	_		

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

### (2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

### a. 地域別

(単位:百万円)

		令和元年度	令和2年度
玉	内	2,892	2,308
玉	外	_	-
合	計	2,892	2,308

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

**b. 業種別** (単位:百万円)

			(単位・日月日)
		令和元年度	令和2年度
	農業	1,381	1,142
	林     業	_	_
	水 産 業	_	_
`+	製 造 業	_	_
法	鉱業	_	_
	建設・不動産業	_	_
$\downarrow$	電気・ガス・熱供給・水道業	_	_
	運 輸 · 通 信 業	_	_
	金融 保険業	_	_
	卸売・小売・飲食・サービス業	_	_
	上 記 以 外	_	_
_	個 人	1,510	1,165
	合 計	2,892	2,308

<sup>(</sup>注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

### (3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

 a. 種類別
 (単位:百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中源	期中減少額		期首残高	扣出無加茲	期中源	妙額	期末残高
	州目沈同	<del>期</del> 中增加額	目的使用	その他	期末残高	州日戊同	州中坦加朗	目的使用	その他	州不戊同
一般貸倒引当金	67	275	_	67	275	275	1,274	_	275	1,274
個別貸倒引当金	176	628	_	176	628	628	3,067	_	628	3,067

### b. 地域別

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

### c. 業種別

(単位:百万円)

					令和元年度					令和2年度		
			如关战点	如中地加克	期中源	<b>域少額</b>	<b>加士母</b> 古	期首残高	期中増加額	期中源	<b>述少額</b>	加十程吉
			期首残高	期中増加額	目的使用	その他	期末残高	カロス同	初于坦川田	目的使用	その他	期末残高
	農	業	6	412	_	6	412	412	361	_	412	361
	林	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水	産 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
>+	製	造 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
法	鉱	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	建設·	不動産業	30	25	_	30	25	25	2,520	_	25	2,520
	電気・ガス	₹ · 熱供給 · 水道業	124	110	_	124	110	110	95	_	110	95
	運輸	・通 信 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	金 融	・保 険 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	卸売·小売	・飲食・サービス業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	上	己 以 外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	個	人	14	80	_	14	80	80	89	_	80	89
	合	計	176	628	_	176	628	628	3,067	_	628	3,067

<sup>(</sup>注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## (4) 業種別の貸出金償却の額

		令和元年度	令和2年度
	農業	_	-
	林    業	_	-
	水         業	_	_
`_	製 造 業	_	_
法	鉱業	_	_
	建設・不動産業	_	_
人	電気・ガス・熱供給・水道業	_	-
	運 輸 · 通 信 業	_	-
	金融 保険業	_	_
	卸売・小売・飲食・サービス業	_	_
	上 記 以 外	_	_
	個 人	_	1
	合 計	_	1

### (5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

			令和元年度			令和2年度	
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	0%	_	886,884	886,884	_	989,986	989,986
	2%	_	_	_	_	_	_
信	4%	_	_	_	_	_	_
信用リ	10%	_	78,421	78,421	_	76,101	76,101
スク	20%	20,806	2,020,160	2,040,966	46,115	2,156,799	2,202,914
	35%	_	1	1	_	1	1
減効	50%	181,192	430	181,622	220,397	30	220,428
巢	75%	_	30,211	30,211	_	31,341	31,341
削減効果勘案後残高	100%	49,639	180,976	230,615	46,001	203,931	249,933
後	150%	_	2,412	2,412	_	2,119	2,119
篙	250%	_	152,329	152,329	_	152,510	152,510
	その他	_	_	_	_	_	_
	1250%	_	_	_	_	_	_
合	計	251,637	3,351,828	3,603,466	312,513	3,612,822	3,925,336

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、

  - 3. 経過打画によってサスク・ウェイトを変更したエンスが一クヤーについては、経過打画画用接切サスク・ウェイトによって乗引しています。また、経過打画によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポー
  - ジャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## ⚠ 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続等については、親会社に準じて管理していま す。具体的内容は単体の開示内容(P114)をご参照ください。

### (1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

		令和元年度			令和2年度	
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	-	_	_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	-	_	_
地 方 三 公 社 向 け	ı	2,412	-	_	2,161	_
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	150,970	_	_	266,134	_	_
法 人 等 向 け	676	2	_	80	1	_
中小企業等向けおよび個人向け	682	39	_	236	28	_
抵当権付住宅ローン	-	-	-	_	-	_
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	-	-	-	_	-	_
_ 三 月 以 上 延 滞 等	1	_	_	0	_	_
証 券 化	-	-	_	_	_	_
中央清算機関関連	-	_	_	_	_	_
上 記 以 外	ı	-	_	_	_	_
合 計	152,331	2,453	_	266,451	2,191	_

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します
  - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融 商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取 引のことです。
  - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・
  - 未決済取引・その他の資産 (固定資産等) 等が含まれます。
    5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づ く一定金額を受領する取引のことをいいます。

(単位:百万円)

## ⑤ 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引を行っていないこと、また、長期決済機関取引については、親会社でも取引を 行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリ スク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示事項(P115)をご参照ください。

### (1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

《令和元年度》 (単位:百万円)

						(単位・日月日)
	407 THM	グロス 再構筑 信用リスク削減		担保		
	グロス再構築コストの額	効果勘案前の 与信相当額	現金 · 自会貯金	債 券	その他	信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
(1) 外国為替関連取引	_	_	_	_	_	_
(2) 金利関連取引	_	_	_	_	_	_
(3) 金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4) 株式関連取引	_	_	_	_	_	_
(5) 貴金属(金を除く) 関連取引	_	_	-	-	_	_
(6) その他コモディティ関連取引	_	_	-	-	_	_
(7) クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	_	_
派生商品合計	_	_	_	_	_	_
長期決済期間取引						
ー括清算ネッティング契約による 与信相当額削減効果(△)		_				_
合計	_	_	_	_	_	_

### 《令和2年度》

						(单位:日月円)
	# <b>~</b>	信用リスク削減		担 保		信用リスク削減
	グロス再構築コストの額	効果勘案前の 与信相当額	現金 · 自会貯金	債 券	その他	効果勘案後の 与信相当額
(1) 外国為替関連取引	_	_	_	_	_	_
(2) 金利関連取引	_	_	_	_	_	_
(3) 金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4) 株式関連取引	_	_	_	_	_	_
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	_	_	_	_	_	_
(6) その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_
	_	_	_	_	_	_
派生商品合計	_	_	_	_	_	_
長期決済期間取引						
ー括清算ネッティング契約による 与信相当額削減効果(△)		_				_
合計	_	_	_	_	_	_

<sup>(</sup>注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただしのを下回らない)をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

<sup>3.「</sup>想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ば れています。

- (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ 該当する事項はありません
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ 該当する事項はありません
- ⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P117) をご参照ください。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

- (2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
- a. 保有する証券化エクスポージャーの額

			年度	令和2年度		
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	
	クレジットカード与信	17,728	_	17,280	_	
	住宅ローン	17,480	_	18,119	_	
オン・バランス	自動車ローン	27,110	_	24,980	_	
	その他	5,033	_	5,397	_	
	合計	67,352	_	65,778	_	
	クレジットカード与信	_	_	_	_	
	住宅ローン	_	_	_	_	
オフ・バランス	自動車ローン	_	_	_	_	
	その他	_	_	_	_	
	合計	_	_	_	_	

<sup>(</sup>注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものはありません。

### b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

**《令和元年度》** (単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化工	クスポージャー	
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
	0% ~ 15%未満	_	_	0% ~ 100%未満	_	_
	15% ~ 50%未満	66,751	530	100% ~ 250%未満	_	_
	50% ~ 100%未満	_	_	250% ~ 400%未満	_	_
オン・バランス	100% ~ 250%未満	600	24	400% ~1250%未満	_	_
オン・バフンス	250% ~ 400%未満	_	_	1250%	_	_
	400% ~1250%未満	_	_			
	1250%	_	_			
	合計	67,352	554	合計	_	_
	0% ~ 15%未満	_	_	0% ~ 100%未満	_	_
	15% ~ 50%未満	_	_	100% ~ 250%未満	_	_
	50% ~ 100%未満	_	_	250% ~ 400%未満	_	_
+7 11=17	100% ~ 250%未満	_	_	400% ~1250%未満	_	_
オフ・バランス	250% ~ 400%未満	_	_	1250%	_	_
	400% ~1250%未満	_	_			
	1250%	_	_			
	合計	_	_	合計	_	_

**《令和2年度》** (単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化工	クスポージャー	
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
	0% ~ 15%未満	_	_	0% ~ 100%未満	_	_
	15% ~ 50%未満	65,178	517	100% ~ 250%未満	_	_
	50% ~ 100%未満	_	_	250% ~ 400%未満	_	_
オン・バランス	100% ~ 250%未満	600	24	400% ~1250%未満	_	_
オン・ハランス	250% ~ 400%未満	_	_	1250%	_	_
	400% ~1250%未満	_	_			
	1250%	_	_			
	合計	65,778	541	合計	_	_
	0% ~ 15%未満	-	_	0% ~ 100%未満	_	_
	15% ~ 50%未満	_	-	100% ~ 250%未満	_	_
	50% ~ 100%未満	_	-	250% ~ 400%未満	_	_
オフ・バランス	100% ~ 250%未満	_	_	400% ~1250%未満	_	_
	250% ~ 400%未満	_	_	1250%	_	_
	400% ~1250%未満	_	_			
	1250%	-	_			

<sup>(</sup>注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券 化エクスポージャーに該当するものはありません。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化 エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
クレジットカード与信	_	_
住 宅 ロ ー ン	_	_
自動車ローン	_	_
そ の 他	_	_
	_	_

(注) 1. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、 格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

ンド たいまり (こいよう)。 なお、「信用補完機能をもつ1/0ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける 権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分 ごとの内訳

該当ありません

## オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、親会社に準じた内容としています。親会社におけるオペレーショナル・リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P119)をご参照ください。

## 🚯 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P119)をご参照ください。

### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

			令和元年度		令和2	2年度
			貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上		場	5,511	5,511	6,480	6,480
非	上	場	119,505	119,505	119,496	119,496
合		計	125,016	125,016	125,977	125,977

### (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

	令和元年度			令和2年度	
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
_	_	-	_	_	_

### (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和元	元年度	令和2年度		
評価益	評価損	評価益	評価損	
1,808	910	2,607	127	

### (4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円

令和元	年度	令和2年度		
評価益	評価損	評価益	評価損	
	_	-	_	

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外でファンド向け与信等を行っていません。リスク・ウェイトのみなし計算の概要は単体の開示 事項(P121)をご参照ください。

### (1) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	108,987	139,667
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	_	_

## ① 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスク にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の 開示内容(P122)をご参照ください。

### (1) 金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度	
 内部管理上使用した金利ショック	44.069	26.832	
に対する損益・経済価値の増減額	44,000	20,002	

### (2)銀行勘定の金利リスク (IRRBB) に関する事項

自己資本の額

8

151.426

		⊿EVE		⊿NII	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	65,443	76,805	2,296	2,720
2	下方パラレルシフト	_	-	16	12
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	65,443	76,805	2,296	2,720
		令和元年度		令和2年度	

(注) 1. 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

- 2. 「ZINII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラ レルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

146 492

- 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間でとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 5. 「スティーブ化」とは、通貨および将来の期間でとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間でとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて
- 得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間でとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間でとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

# 役員等の報酬体系

## 1 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、 その支給に関する総会決議後、所定の手続を経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)		
	基本報酬	退職慰労金	
対象役員(注1)に対する報酬等	126	47	

- (注1) 対象役員は、経営管理委員16名、理事6名、監事8名です。(期中に退任した者を含む。)
- (注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。 なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等

### ①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において 決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別 の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。 なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の会員JA組合長の中から選出された委員12人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

### ②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

# 役員等の報酬体系

## 2 職員等

### 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等(注2)の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注3)以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした(注4)。

- (注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
- (注2)「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を 有する会社等をいいます。
- (注3) 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
- (注4) 令和2年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

## 3 その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。